

伊勢市公報

第 395 号
 令和4年4月20日
 水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	5
○ 伊勢市市営庭球場、伊勢市倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ及び伊勢市御 薮 B & G 海洋センターの使用料の収納の事務の委託について	6
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	7
○ 戸籍手数料等の徴収の事務の委託について	8
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 指定納付受託者の指定について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	23
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	24
・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日等を定めることについて	24
・ 候補者届出書等の提出場所について	25
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙執行規程の一部を改正する告示	26
○ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改 正する告示	43
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙期日を定めることについて	50
・ 期日前投票所の設置について	51
・ 投票所の設置について	52
・ 投票用紙の様式について	53
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	55
・ 不在者投票用紙等の交付場所を定めることについて	57
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	58
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動 事務員等に対する報酬の最高額を定めることについて	59

- ・ 選挙運動費用収支報告書の公表方法について 61
- ・ 選挙長及び同職務代理者の選任について 62
- ・ 選挙長の行う告示の方法について 63
- ・ 選挙会の日時及び場所を定めることについて 64
- ・ 開票事務と選挙会事務の合同について 65
- ・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について 66
- ・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について 67
- ・ 投票記載所における氏名等の掲載順序のくじを行う日時及び場所を定めることについて 68

岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示

- 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長関係
 - ・ 候補者の届出について 69
 - ・ 無投票の確定について 70

農業委員会告示

- 農業委員会総会の招集について 71

上下水道事業告示

- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 72
- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について 73
- 指定納付受託者の指定について 74
- 流域関連公共下水道の供用開始について 75

病院事業告示

- 伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について 76
- 伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について 77

公 告

- 伊勢市観光振興基本計画の策定について 78
- 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について 79

上下水道事業公告

- 公共下水道事業受益者負担金の令和4年度賦課対象区域について 81

岡本町財産区議会規程

- 伊勢市岡本町財産区議会公印規程の一部を改正する規程 91

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成17年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第25条の2第3号ホ」を「第25条の2第1項第3号ホ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 49 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社ジェネラス
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 Nursing Home MARIMO
所在地 伊勢市小俣町相合 1271 番地 1
- 3 指定の年月日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護（療養通所介護）

伊勢市告示第 50 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した施設

- (1) 伊勢市市営庭球場
- (2) 伊勢市倉田山公園野球場
- (3) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (4) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター

2 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 51 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
合同会社 蒼
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 ケアプラン すずや
所在地 伊勢市浦口 3 丁目 10 番 7 号
- 3 指定の年月日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 52 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書及び非課税証明書の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 徴収の事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 53 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 三 宅 得 幸

伊勢市有滝町 2798 番地

変更後 濱 口 信 行

伊勢市有滝町 1995 番地

伊勢市告示第 55 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 4 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 村 昭 彦

伊勢市村松町 22 番地 2

変更後 相 口 喜 美

伊勢市村松町 3884 番地 4

伊勢市告示第 56 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	北 村 正 彦
	伊勢市東豊浜町 1566 番地
変更後	北 村 長 一
	伊勢市東豊浜町 3592 番地

伊勢市告示第 57 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 高 芝 敏 郎

伊勢市藤里町 189 番地 76

変更後 大 川 純

伊勢市藤里町 189 番地 33

伊勢市告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、栗野区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 伊 市
	伊勢市栗野町 1052 番地 1
変更後	川 井 幸 嗣
	伊勢市栗野町 1113 番地

伊勢市告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
寝起松町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 川 村 忠 司

伊勢市神久 1 丁目 3 番 6 号

変更後 小 熊 常 弘

伊勢市神久 2 丁目 2 番 43 号

伊勢市告示第 60 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、いせ上野台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	竹 内 功 次
	伊勢市上野町 3342 番地
変更後	吉 川 和 人
	伊勢市上野町 3408 番地

伊勢市告示第 61 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 身 延
	伊勢市磯町 959 番地
変更後	矢 形 道 夫
	伊勢市磯町 505 番地

伊勢市告示第 62 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 月 孝 行

伊勢市御菌町高向 2414 番地

変更後 北 村 泰 由

伊勢市御菌町高向 2349 番地 1

伊勢市告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、伊勢市倉田山公園野球場及び伊勢フットボールヴィレッジに係る使用料の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

令和 4 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

P a y P a y 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定をした日

令和 4 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
王中島区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 尾 崎 誠

伊勢市御薊町王中島 622 番地 3

変更後 沖 林 弘 紀

伊勢市御薊町王中島 885 番地

伊勢市告示第 65 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中山 健 太 郎
	伊勢市津村町 821 番地 1
変更後	西 田 幸 弘
	伊勢市津村町 552 番地

伊勢市告示第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 南 隆 通

伊勢市檜原町 137 番地

変更後 小 島 崇

伊勢市東豊浜町 3400 番地

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和4年4月13日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和4年4月20日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第27号 学校運営協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

令和4年4月20日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めます。

令和4年4月4日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 被登録資格の決定
の基準となる日 | 令和4年4月14日
(ただし、年齢要件の基準については令和4年
4月20日現在満十八年以上の者とする) |
| 2 登録を行う日 | 令和4年4月14日 |

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

令和4年4月20日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

令和4年4月4日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

提出場所 伊勢市岡本2丁目2番30号
岡本会館1階事務室

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月5日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙執行規程の一部を改正する告示

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙執行規程（平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 ポスターの検印(第6条―第8条)」を「第3章 ポスターの検印(第6条―第8条)」を
「第3章 ポスターの検印(第6条―第8条)」を
第3章の2
選挙運動用ビラ(第8条の2・第8条の3)」に改める。

第8条第1項中「記入し、印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 選挙運動用ビラ

(選挙運動用ビラの届出)

第8条の2 法第142条第1項第6号の規定により候補者が頒布する選挙運動用ビラの届出は、様式第6号の2により作成した文書に当該選挙運動用ビラの見本を添えてしなければならない。

(選挙運動用ビラの届出)

第8条の3 法第142条第7項の規定による証紙は、様式第6号の3に準じて作成し、前条の規定による届出があった後、直ちに交付するものとする。

第19条の見出し中「閲覧請求法」を「閲覧請求書」に改め、同条中「により委員会が備える閲覧請求簿に所要の記載をし、印を押してしなければ」を「による収支報告書閲覧請求書を委員会に提出しなければ」に改める。

様式第1号を次のように改める。

選挙事務所設置（異動）届

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

設置者 住 所

氏 名

次のように選挙事務所を設置（異動）したので届け出ます。

選 挙	年執行伊勢市岡本町財産区議会議員選挙		
候 補 者 名			
選挙事務所所在地		電 話	
設置（異動）年月日			
設置者住所氏名			
備 考			

注 意

- 1 選挙事務所は、候補者又は推薦届出者（数人あるときはその代表者）でなければ設置することができない。
- 2 選挙事務所を設置したとき又は選挙事務所に異動があったときは、選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合の届出は、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面及び推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面を添えること。
- 4 異動届の場合は「備考」欄に異動前の選挙事務所の所在地を記載すること。
- 5 候補者又はその推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第2号中「(選挙事務所閉鎖命令様式)」及び「伊勢市岡本 丁目
(町) 番 号 (番地)」を削る。

様式第3号中「(自動車、船舶、拡声機等の表示様式)」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

拡声機表示再交付申請書

年 執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における表示を紛失（破損）した
ので再交付願いたく理由を付し申請いたします。

第 号

年 月 日

候補者 氏 名

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

理 由

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人
が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限り
でない。

様式第4号の2中「(乗車(船)制限の腕章様式)」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

（表）

第	号	候補者 氏 名 年執行伊勢市岡本町財産区議会議員選挙 ポ ス タ ー 検 印 票 伊勢市選挙管理委員会 印
---	---	--

（裏）

検印月日	検印ポスター枚数	選管取扱者印
計		500枚

備考 検印責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第6号中「(5号ポスター検印様式)」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第6号の2（第8条の2関係）

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

選挙

候補者 氏 名

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第142条第1項
第6号の規定により頒布するビラを次のように届け出ます。

ビラの種類	頒布する枚数

計 種類

備考

- 1 この届出書は、ビラの見本（記載内容の異なるビラがある場合においては、その異なるごとにそれぞれ1枚）を添えること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第6号の3（第8条の3関係）

年執行
選挙
(番号)
伊勢市選管

備考

- 1 用紙及び地模様は、特別なものを使用することができ、その都度定める。
- 2 番号は、候補者ごとに異なるものを用いるものとする。

様式第7号中「(新聞広告掲載証明書様式)」を削る。

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

個人演説会を開催できる日時の予定表

年執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における個人演説会開催について支障のない日時の予定表を次のとおり提出します。

年 月 日

何施設管理者 氏 名

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

記

施設の種類 及び名称	月 日	時 間	備 考
何々小学校 (講堂) (教室) (何々)		午前 時から 午後 午前 時まで 午後	

様式第9号（第11条関係）

個人演説会開催施設の程度及び納入すべき費用の額の承認（変更）申請書

公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により個人演説会の開催のために必要な設備の程度その他必要な事項及びその公営のため納付すべき費用の額を次のとおり定め（変更）したいので承認願いたく申請します。

年 月 日

施設管理者

住 所

氏

名

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

施設 の 名 称	使用 室 の 種 別	聴衆 席の 面積	費用額		施 設 の 種 類 程 度								
			昼 間	夜 間	演 説 会 場					弁 士 控 室		そ の 他	
					照 明	演 壇	聴 衆 席	拡 声 機	時 計	そ の 他	照 明		そ の 他

様式第 10 号中「(標旗様式)」を削る。

様式第 11 号中「(選挙運動従事者の腕章様式)」を削る。

様式第 12 号及び様式第 13 号を次のように改める。

出納責任者の選任(異動) 届書
 (出納責任者職務代行)

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

届出者 住 所

氏 名

公職選挙法第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

候 補 者 氏 名		立候補届出 年 月 日	・ ・
出納責任者	氏 名	生 年 月 日	・ ・
	住 所		
	職 業	選任年月日	・ ・
備 考			

備考

- 1 「第 条」の欄に選任届出は「180」、異動届出は「182」、職務代行届は「183」と記入すること。
- 2 候補者自身が出納責任者となったときも各欄に記入すること。
- 3 推薦届出者が出納責任者の選任者であるときは、選任について候補者の承諾を得たことを証する文書及び推薦届出者が数人あるときはその代表者であることを証する文書を添付すること。
- 4 異動の場合
 - (1) 「備考」欄に前任者の氏名、住所及び選任年月日を記入すること。
 - (2) 解任又は辞任による届出には、解任又は辞任を証する文書（解任書の写し等）を、推薦届出者が解任したときは解任について候補者の承諾を得たことを証する文書を添付すること。
- 5 出納責任者職務代行者の届出の場合は、「備考」欄に事故又は欠けた出納責任者の氏名（出納責任者を選任した推薦届出者にも事故があるとき、又はその者も欠けたときは、併せてその氏名）並びに事故又は欠けたことの実事及び職務代行を始めた年月日を記入すること。
 職務代行者が職務代行をやめたときは、その理由及び職務代行をやめた年月日を記入すること。
- 6 出納責任者の選任者又は出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者の選任者又は出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第13号（第19条関係）

収支報告書閲覧請求書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

住所
閲覧者
氏名

公職選挙法第192条第4項の規定により、同法第189条の規定による報告書を閲覧したいので、次のとおり請求します。

閲覧の範囲	選挙名	
	候補者	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙執行規程に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙執行規程に定める様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月14日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する告示

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第3条第1項中「前条」を「第1条第1項」に改める。

本則に次の2条を加える。

（事務所の変更の手続）

第5条 第1条第1項の証票に係る立札及び看板の類を異動しようとする者は、証票異動申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（廃止の手続）

第6条 第1条第1項の証票に係る事務所を廃止した者は、当該証票を添えて、事務所廃止届（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。
様式第4号を次のように改める。

証票再交付申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名
〔後援団体の名称
及び代表者の氏名〕
住 所
〔主たる事務所
の所在地〕
電 話 番 号

年 月 日付けで政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第2条の規定により申請し、交付を受けた証票を、下記のように紛失（破損）したので同規程第3条の規定により再交付の申請をします。

記

- 1 紛失（破損）した事務所の所在地（紛失（破損）した場所）
- 2 紛失（破損）した証票の枚数及びその番号
- 3 紛失（破損）年月日
- 4 紛失届をした警察署名及び年月日
- 5 理由

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式に次の 2 様式を加える。

証 票 異 動 申 請 書

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名
 〔後援団体の名称〕
 及び代表者の氏名
 住 所
 〔主たる事務所〕
 の所在地
 電 話 番 号

年 月 日付けで交付を受けた証票を下記のとおり異動したいので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 5 条の規定により申請します。

記

証票の番号	変更前事務所の所在地	変更後事務所の所在地
No.		
No.		
No.		
No.		
No.		
No.		

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

事務所廃止届

年 月 日

（宛先）伊勢市選挙管理委員会委員長

候補者等氏名
〔後援団体の名称〕
〔及び代表者の氏名〕
住 所
〔主たる事務所〕
〔の所在地〕
電 話 番 号

年 月 日付けで交付を受けた証票に係る事務所を下記のとおり廃止しましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第6条の規定により、証票を添えて届け出ます。

記

廃止した立札及び看板の類の証票の番号及び事務所の所在地

証票の番号	事務所の所在地
No.	
No.	
No.	
No.	
No.	
No.	

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が届出の場合にあっては本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が届出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

令和4年5月1日に任期満了の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙を、下記のとおり執行します。

令和4年4月15日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1 選挙期日 | 令和4年4月20日(水) |
| 2 選挙すべき議員数 | 6人 |

伊勢市選挙管理委員会告示第10号

令和4年4月20日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

令和4年4月15日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 投票所 | 期日前投票所 |
| 2 場所 | 伊勢市岡本2丁目2番30号 岡本会館 |
| 3 執務を行うべき日 | 令和4年4月16日(土)～
令和4年4月19日(火) 4日間 |
| 4 執務を行うべき時間 | 午前8時30分～午後8時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票所を、
下記のとおり設置します。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

投票所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票用紙の様式を、別紙のとおり定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

令和四年
執行

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示 13 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒等に押すべき印を、別紙のとおり定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫



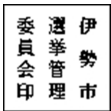
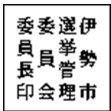
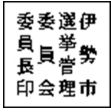
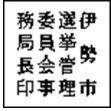
○伊勢市選挙管理委員会規程

平成17年11月1日

選挙管理委員会訓令第1号

第1条から第24条まで 略

第25条(公印) 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における不在者投票

用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

交付場所 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
伊勢市役所御薊総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項第 3 号の規定により候補者 1 人につき、下記のとおり定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

1,196,100 円

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

選挙運動従事者及び労務者に対する
実費弁償の最高額及び報酬の最高額

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄道賃	鉄道について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車賃	陸路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(4) 宿泊料 食料2食分を含む。	1夜につき 12,000円
(5) 弁当料	1食につき 1,000円 1日につき 3,000円
(6) 茶菓料	1日につき 500円
2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	1日につき基本日額の5割
3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償	
(1) 鉄道賃、船賃及び車賃	1 (1)、(2)、(3)に掲げる額
(2) 宿泊料 食料を含まない。	1夜につき 10,000円
4 選挙運動のために使用する事務員に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	支給できない
5 専ら第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する1人及び手話通訳者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	15,000円
(2) 超過勤務	支給できない

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の公表は、伊勢市役所前掲示場に掲示して行います。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	清水 正弘	省略	清水 美津子

伊勢市選挙管理委員会告示 19 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長の
行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙会の日時
及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | | | |
|----------|-----|-----------------------------|---------|
| 1 有投票の場合 | 日 時 | 令和 4 年 4 月 20 日 (水) | 午後 5 時 |
| | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 | |
| 2 無投票の場合 | 日 時 | 令和 4 年 4 月 20 日 (水) | 午前 10 時 |
| | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 | |

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における開票事務は、
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条の規定により選挙会場において、選挙
会の事務にあわせて行います。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投

票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、下記のとおり選任しました。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中西 宏文	令和 4 年 4 月 16 日
省略	中西 宏文	令和 4 年 4 月 17 日
省略	中西 宏文	令和 4 年 4 月 18 日
省略	中西 宏文	令和 4 年 4 月 19 日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中西 千穂	令和 4 年 4 月 16 日
省略	中西 千穂	令和 4 年 4 月 17 日
省略	中西 千穂	令和 4 年 4 月 18 日
省略	中西 千穂	令和 4 年 4 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票管理者
及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
省略	中西 宏文	省略	中西 千穂

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

令和 4 年 4 月 20 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 4 年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 令和 4 年 4 月 15 日（金） 午後 5 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
伊勢市役所御薊総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市岡本町財産区議会選挙選挙長告示第1号

令和4年4月20日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者として、下記のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

令和4年4月15日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
選挙長 清水 正弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	令和4年4月15日	本人 届出	橋爪 健 はしづめ たけ	男	省略	省略	昭和18年12月17日	78	無所属	無職	
2	令和4年4月15日	本人 届出	濱荻 隆平 はまがき かつへい	男	省略	省略	昭和24年6月16日	72	無所属	無職	
3	令和4年4月15日	本人 届出	傍田 俊吉 かたがは しのぶ	男	省略	省略	昭和23年6月20日	73	無所属	無職	
4	令和4年4月15日	本人 届出	森井 孝 もりい たくま	男	省略	省略	昭和25年2月15日	72	無所属	自営業	
5	令和4年4月15日	本人 届出	岩崎 好訓 いわさき しのぶ	男	省略	省略	昭和43年6月20日	53	無所属	会社員	
6	令和4年4月15日	本人 届出	山添 久憲 やまぞえ くのぶ	男	省略	省略	昭和21年12月23日	75	無所属	農業	

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示第2号

令和4年4月20日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙につき届出のあった議員候補者の数がその選挙における選挙すべき議員の定数をこえないため、投票は行いません。

令和4年4月15日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
選挙長 清水 正弘

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第196回総会を次のとおり招集します。

令和4年4月12日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年4月15日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和4年4月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
429	株式会社 ヤマダ設備工業	四日市市南富田町4 番36号	令和4年4月1日

伊勢市上下水道事業告示第 5 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間満了年月日
20	竹内左官工業	伊勢市前山町 170 番地 1	令和 4 年 3 月 31 日
44	阿曾電機商会	度会郡南伊勢町阿曾浦 87 番地 2	令和 4 年 3 月 31 日
175	前田建材店	伊勢市小俣町相合 982 番地 1	令和 4 年 3 月 31 日
300	新田水道	多気郡明和町大字行部 409 番地 5	令和 4 年 3 月 31 日
346	有限会社 ヒラマツ	伊勢市通町 76 番地 1	令和 4 年 3 月 31 日
379	上村設備	多気郡明和町大字斎宮 3822 番地 11	令和 4 年 3 月 31 日
383	カワカミ建備	松阪市船江町 469 番地 2	令和 4 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、ヤフー株式会社が運営するウェブサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の水道料金等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき、次のように告示し、令和4年4月1日から適用します。

令和4年4月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定をした日

令和4年4月1日

伊勢市上下水道事業告示第7号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和4年4月15日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年4月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和4年5月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町宮前、辻久留2丁目、二俣2丁目、黒瀬町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町1126番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市病院事業告示第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 5 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

1 事務を委託した者

三重県津市栄町 2 丁目 466 番地

楠井法律事務所

2 委託した事務

伊勢市病院事業の診療費等に係る収納の事務

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市病院事業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 5 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

1 事務を委託した者

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

株式会社 ニチイ学館

代表取締役 森 信介

2 委託した事務

伊勢市病院事業の診療費等に係る収納の事務

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市公告第 29 号

伊勢市観光振興基本計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 4 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部観光振興課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 30 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 4 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和 4 年 4 月 5 日

至 令和 4 年 5 月 6 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市上下水道事業公告第1号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)附則第3項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成3年二見町条例第20号)第5条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成9年小俣町条例第17号)第5条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年御菌村条例第12号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和4年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和4年4月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和4年度賦課対象区域

二見町江、二見町茶屋、二見町溝口、二見町荘、二見町西、二見町今一色の各一部


小俣町元町、小俣町相合、小俣町明野、小俣町宮前、小俣町湯田、小俣町本町の各一部

御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町小林の各一部




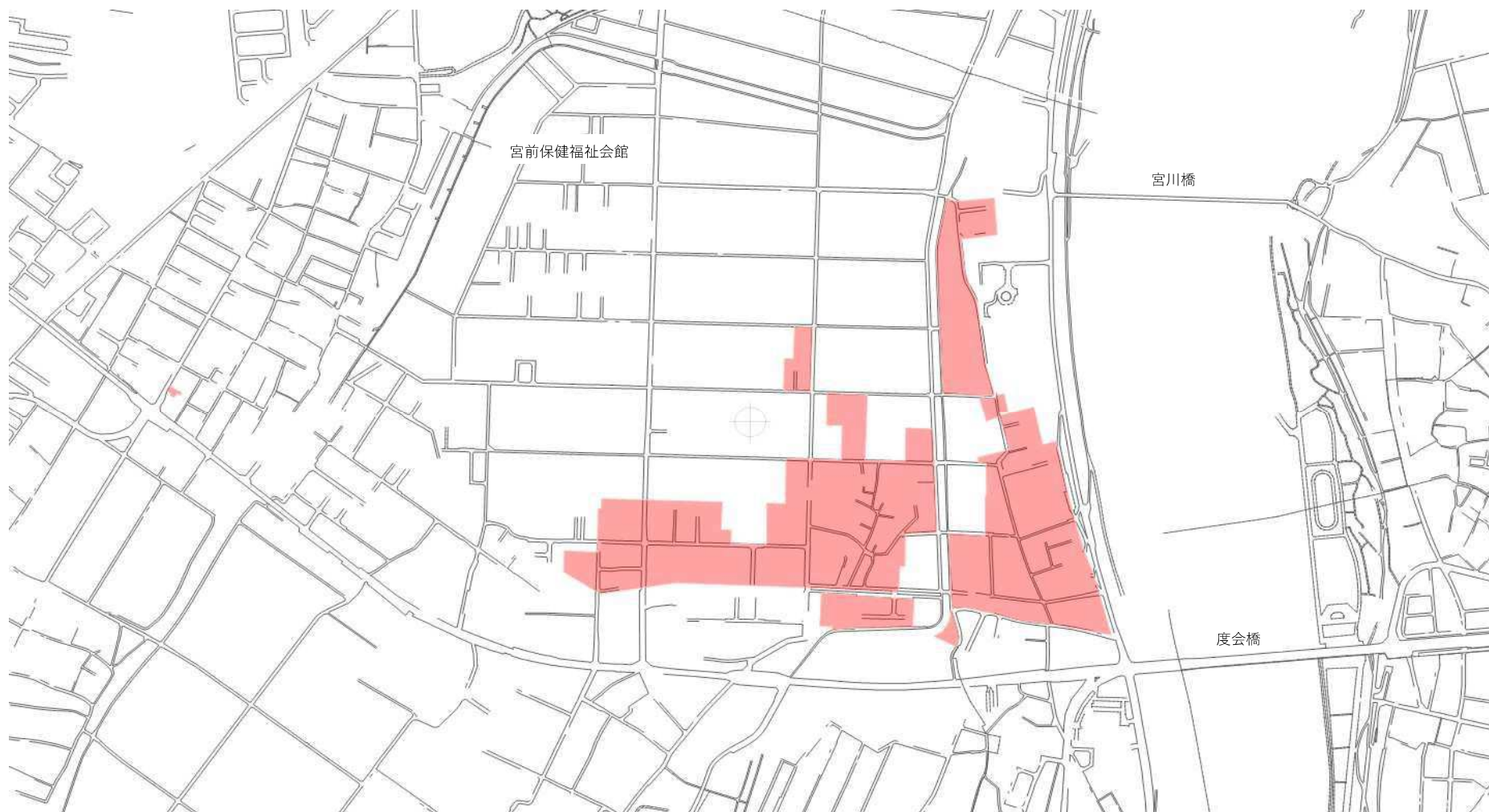
令和4年度 賦課対象区域




 令和4年度 賦課対象区域




 令和4年度 賦課対象区域




 令和4年度 賦課対象区域




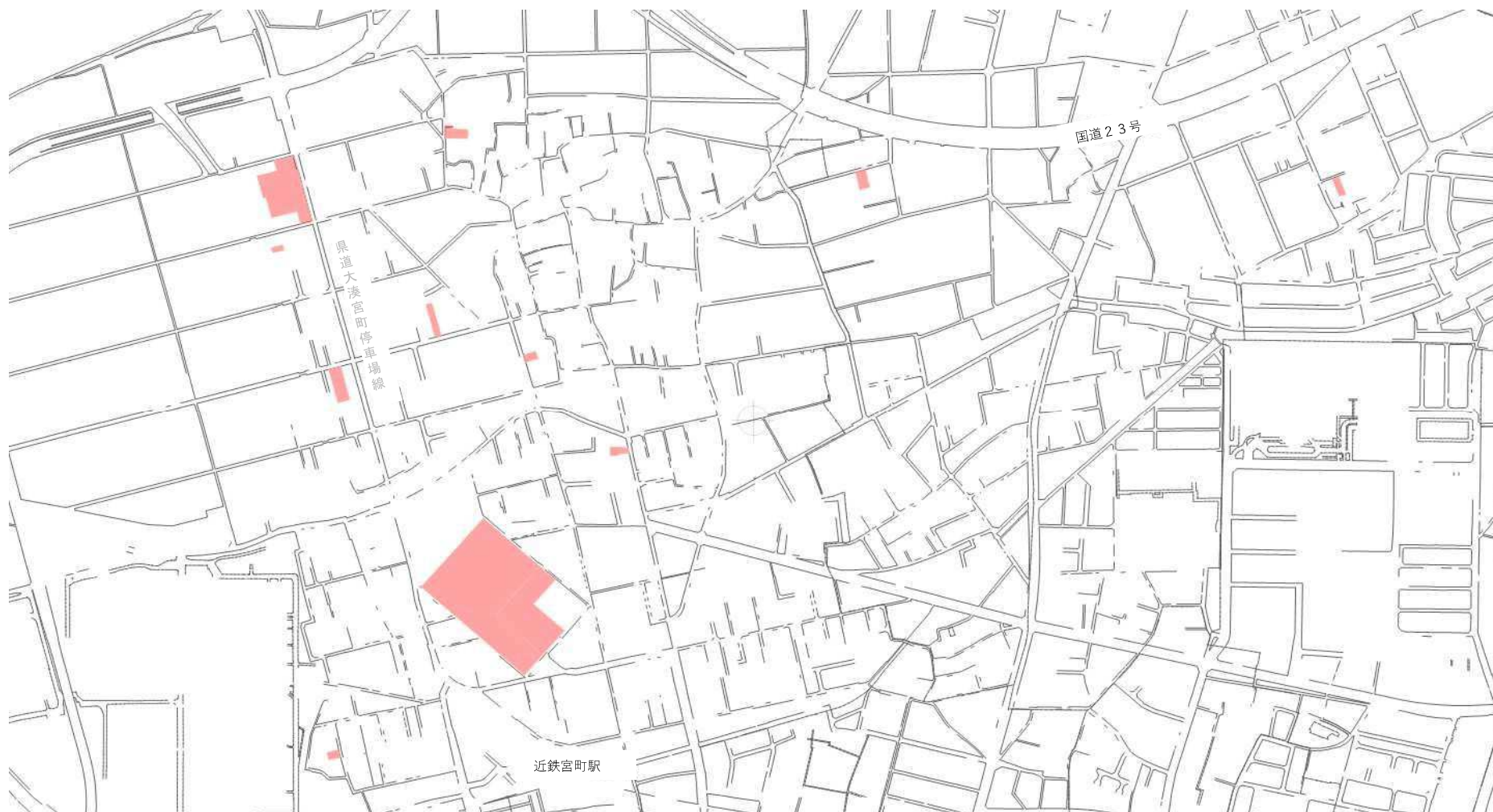
 令和4年度 賦課対象区域




 令和4年度 賦課対象区域




 令和4年度 賦課対象区域



 令和4年度 賦課対象区域



 令和4年度 賦課対象区域

伊勢市岡本町財産区議会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

伊勢市岡本町財産区議会
議長 山 添 久 憲

伊勢市岡本町財産区議会規程第1号

伊勢市岡本町財産区議会公印規程の一部を改正する規程

伊勢市岡本町財産区議会公印規程（昭和44年伊勢市岡本町財産区議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「伊勢市総務部総務課庶務係長」を「伊勢市総務部総務課法制係長」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。